

【受益者通知書面】

平成 27 年 9 月 10 日

受益者のみなさまへ

新光投信株式会社

追加型株式投資信託
「プレミアム・インカム実績分配ファンド(愛称:スープラ・オープン)」
繰上償還(信託の終了)予定に関するお知らせ

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型株式投資信託「プレミアム・インカム実績分配ファンド(愛称:スープラ・オープン)」につきまして、投資信託契約を解約し、信託を終了(以下「繰上償還」といいます)させていただきたく、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、繰上償還の是非を議案として書面による決議を実施する予定です。

つきましては、本状および書面決議参考書類をお読みいただいたうえ、同封の「議決権行使書面」にて繰上償還に対する賛否をご記入いただき、新光投信までご返送いただきたく存じます。

何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹白

1. 対象となる投資信託の名称

プレミアム・インカム実績分配ファンド(愛称:スープラ・オープン)(以下「当ファンド」といいます)

2. 繰上償還を行う理由

当ファンドは平成 21 年 6 月に設定いたしました。足下では受益権の総口数が投資信託約款に定められた繰上償還の基準となる口数(5 億口)を下回り、実質的に運用が困難な状態となっています。また、今後もかかる状況が解消される可能性が低いと見込まれることから、投資信託約款に基づき当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまに有利であると判断いたしました。

3. 書面決議の手続きおよび日程

・受益者および受益権口数の確定日	平成 27 年 9 月 9 日
・書面による議決権行使期限	平成 27 年 9 月 29 日まで(弊社必着)
・書面による決議の日(繰上償還の可否が決定される日)	平成 27 年 9 月 30 日
・繰上償還予定日	平成 27 年 10 月 22 日

当ファンドの繰上償還に関する手続きは、平成 27 年 9 月 9 日現在の受益者のみなさまに対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。同封の「議決権行使書面」に記載されている内容をご確認いただき、同書類に1. 記入日、2.本議案についての賛否、3.電話番号をご記入のうえ、同封の返信用封筒に封入し、平成 27 年 9 月 29 日(必着)までに新光投信に届きますようご送付ください。

【送付先住所】 〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目 17-10

新光投信株式会社 商品企画部 行

4. 書面決議の結果

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り平成 27 年 10 月 22 日をもって投資信託契約を解約し、当ファンドを繰上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合には繰上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨を速やかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

書面決議の結果は、書面による決議の日（平成 27 年 9 月 30 日）以降、新光投信ホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）にてご覧いただくか、販売会社もしくは新光投信までお問い合わせください。

【ご注意事項】

- ✓ 議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。
- ✓ 議案についての賛否の欄に記入のない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ✓ 同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ✓ ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者のみなさまの権利保護の観点から、販売会社または新光投信から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ✓ 当ファンドでは、議決権行使期間中、また本議案が可決され、繰上償還が決定した場合でも、平成 27 年 10 月 20 日（火）（繰上償還予定日の 2 営業日前）までの期間、取扱販売会社にて一部解約のお申込を受け付けますので、反対受益者による買取請求はできません。

◎お問い合わせ先

本状に関しましてご不明な点がございましたら、新光投信までお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク:0120-104-694
(受付時間は土日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時)

以上